(目 的)

第1条 この要綱は、法令、条例、豊橋市補助金等交付規則(平成7年豊橋市規則第8号) 等に特別の定めのあるもののほか、福祉団体等(以下「団体」という。)が行う事務又は事業の 実施に要する経費の全部又は一部に対し、予算の範囲内において交付する補助金について、必 要な事項を定めるものとする。

(対象団体、事業、対象経費等)

第2条 補助対象団体、補助事業名、補助対象事業等(以下「補助事業等」という。)の概要、補助対象経費及び補助率は、別表第1及び別表第2に定めるとおりとする。

(補助事業等の遂行)

第3条 団体は、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件、その他条例等に基づく市長の処分に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならない。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする団体は、補助金等交付申請書に規則第4条第1項に定めるもののほか、補助金申請額算出内訳書(別紙1)を添えて、当該年度の補助金の交付対象となる事業の開始日までに提出しなければならない。

(概算払、前金払)

第5条 規則第13条ただし書に規定する補助金等の全部又は一部を概算払又は前金払で請求しようとするときは、補助金等交付申請書にその旨及び理由を記載しなければならない。

(実績報告)

- 第6条 団体は、補助事業等が完了したときは、補助事業等が完了した日から起算して20日以内または当該年度の末日までのいずれか早い日までに、補助事業等実績報告書に規則第10条第1項に定めるもののほか、次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。
  - (1)補助金実績報告書(別紙2)
  - (2) 事業報告書

(暴力団等の排除)

- 第7条 市長は、団体が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定をしないことができる。
  - (1) 豊橋市暴力団排除条例(平成23年豊橋市条例第2号)第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は豊橋市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)と密接な関係を有することが判明したとき。
  - (2) 暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者をその構成員に含むことが判明したとき。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、団体が前条各号のいずれかに該当することが判明したときは、補助金の交付の決定 の全部又は一部を取り消すことができる。

(雑 則)

第9条 この要綱の施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- この要綱は、平成6年4月1日から施行する。 付 則
- この要綱は、平成7年4月1日から施行する。 付 則
- この要綱は、平成9年4月1日から施行する。 付 則
- この要綱は、平成15年4月1日から施行する。 付 則
- この要綱は、平成16年4月1日から施行する。 付 則
- この要綱は、平成17年4月1日から施行する。 付 則
- この要綱は、平成18年4月1日から施行する。付 則
- この要綱は、平成19年4月1日から施行する。 付 則
- この要綱は、平成20年4月1日から施行する。 付 則
- この要綱は、平成21年4月1日から施行する。 付 則
- この要綱は、平成23年4月1日から施行する。 付 則
- この要綱は、平成25年4月1日から施行する。 付 則
- この要綱は、平成26年4月1日から施行する。 付 則
- この要綱は、平成29年4月1日から施行する。 付 則
- この要綱は、平成30年4月1日から施行する。 付 則
- この要綱は、平成31年4月1日から施行する。 付 則
- この要綱は、令和2年4月1日から施行する。 付 則
- この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

# 補助金申請額算出內訳書

# 団体名

事	業	概	要	総事業費		団体負担金		市補助金交付申請額	
				A	円	В	円	А-В	円

# 補助金実績報告書

### 団体名

事	業	概	要	総事業費		団体負担金		市補助金経費精算額	
				A	円	В	円	А-В	円

### 別表第1

補助対象団体	補助事業名	補助対象事業等の概要	補助対象経費	補助率
	地域福祉サービスセンター事業補助金	福祉総合相談や福祉情報の提供等により地域福祉の推進を 図るため、地域福祉サービスセンターを運営すること	人件費、事業費	
	地域助け合い事業補助金	一人暮らし世帯等を対象とした住民参加による見守り・助 け合い体制を強化すること	事業費	
	活動費補助金	地域福祉の推進を図るため、社会福祉を目的とする事業の 企画及び実施等を行うこと及び福祉活動専門員を設置する こと	事務局職員及び福祉活動専門員の人件費の一部	
社会福祉法人 豊橋市社会福祉協議会	ボラントピア事業推進費補助金	ボランティア活動の推進のためボランティアセンターを運営すること	人件費	
	生活資金一時貸付事務費補助金	日常生活において一時的な金銭的困窮状態になった者の生活の安定を図るため、緊急的な貸付を行うこと	人件費の一部(定額)	
	東部老人会館運営費補助金	高齢者の健康の増進を図るとともにレクリエーションの場を提供するため、東部老人会館の管理運営を行うこと	人件費、事業費	
	つつじが丘地域福祉センター管理運営 事業費補助金	地域における社会福祉活動の拠点としてつつじが丘地域福祉センターの管理運営を行うこと	人件費、事業費	
	学生服等リユース事業補助金	生活困窮家庭等が中学生の制服等を再活用するための学生 服リユース事業を行うこと	人件費、事業費の一部(定額)	10/10
	一般事務費補助金	法人の健全運営のための管理事務を行うこと及び法人が運営する施設の土地を借り上げること	人件費、土地借上料、管理費	
社会福祉法人 豊橋市福祉事業会	元利償還金補助金	法人が運営する施設の整備事業にかかる借入金を償還する こと	市が必要と認めた施設整備事業のための借入金の当該 年度の償還に要する額から愛知県補助金を除いた額	
江云田叫仏八 豆恂川田山尹未云	ケアハウスかなだ運営費補助金	自宅での生活に不安がある高齢者等に日常生活上必要なサ ービスを提供するため、ケアハウスかなだを運営すること	人件費、管理費、事業費	
	資格取得支援事業補助金	保育士資格の取得支援のため、経済的な困難を抱える学生 を雇用すること	人件費、事業費の一部(定額)	
更生保護法人 東三更生保護会	東三更生保護会補助金	保護観察に付されている者等の自立更生のための必要な保 護を行い、その者の更生を図ること	人件費、運営費の一部	
公益社団法人 豊橋市シルバー人材センター	豊橋市シルバー人材センター補助金	高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに向けて、高齢者に対して就業機会を提供すること	人件費、事業費の一部	
豊橋保育協会	豊橋保育協会(研修費)補助金	市内認定こども園・保育所の職員の資質の向上を図るため、 研修事業を実施すること	人件費、事業費(定額)	

### 別表第2

補助対象団体	補助事業名	補助対象事業等の概要	補助対象経費
豊橋保護区保護司会	豊橋保護区保護司会補助金	更生保護活動及び犯罪予防活動を行うこと	
豊橋人権縮護委員協議会	豊橋人権擁護委員協議会補助金	人権啓発活動及び人権相談を実施すること	
豊橋市遺族連合会	豊橋市遺族連合会補助金	戦没者等の追悼式典を挙行すること及び戦没者遺族の福祉増進を図ること	
豊睦会(愛知県原水爆被災者の会豊橋支部)	原水爆被災者の会補助金	原水爆被災者の福祉増進を図ること	団体運営に要する経費の一部(定額)
豊橋市更生保護女性会	豊橋市更生保護女性会補助金	更生保護活動及び犯罪予防活動を行うこと	
豊橋市民生委員児童委員協議会	民間奉仕活動助成事業補助金	民生委員児童委員活動及び地域福祉活動の推進事業を実施すること	
豊橋障害者(児)団体連合協議会	豊橋障害者(児)団体連合協議会補助金	障害者(児)の福祉の増進を図るため、社会参加活動の支援を行うこと	